

一般社団法人兵庫県社会福祉士会 役員候補者及び役員選出に関する規則

規則第5号
2009年4月1日制定

(目的)

第1条 この規則は、一般社団法人兵庫県社会福祉士会（以下「本会」という。）定款に基づき、役員候補者選出に関する基本的事項を定めることを目的とする。

(役員候補者の種類)

第2条 この規則において役員候補者とは、理事候補者及び監事候補者をいう。

(理事の区分及び定数)

第3条 理事を次のとおり区分する。

(1) 会員理事 6名以上10名以内で選挙管理委員会が告示した数

(2) 会員地区ブロック推薦理事 7名

(監事の区分及び定数)

第4条 監事を次のとおり区分する。

(1) 会員監事 2名

(役員候補者選出方法)

第5条 本会の役員候補者の選出方法は、次のとおりとする。

- (1) 役員候補者は立候補制とする。ただし、第3条、第4条の定数以下の場合、その者を役員候補者とする。第3条1号及び第4条の定数以上の場合、正会員による単記無記名選挙を行い、役員候補者を選出する。
- (2) 立候補者が定数に満たない場合は、不足する役員候補者数を対象に立候補の再受付を行う。
- (3) 前号の選出方法は、(1)号の規定に準ずるものとする。
- (4) 会員地区ブロック推薦理事候補者は、地区ブロックが推薦する者とする。

(会員理事候補者・会員監事候補者の立候補)

第6条 会員理事候補者・会員監事候補者に立候補する場合の要件は、次のとおりとする。

- (1) 立候補者は、定款第5条第1項第1号に規定する正会員であること。
- (2) 第7条第4項に定める立候補受付期間内に立候補したこと。
- (3) 立候補手続を当会の定める方法（郵送の方法）により行ったこと。なお、締切日の消印は有効とする。
- (4) 所定の立候補届に立候補理由その他理事会が定める記載事項を明記した上で、立候補したこと。
- (5) 選挙管理委員でないこと。

2 立候補者は、立候補にあたり正会員3名の推薦者を必要とする。なお、推薦者は次の各号の要件を全て満たさなければならない。

(1) 所定の推薦書に推薦理由その他理事会で定める記載事項を明記すること。

(2) 推薦者1名につき、1名を超える推薦を行っていないこと。

(3) 当該選挙における立候補者でないこと。

(4) 選挙管理委員でないこと。

(選挙管理委員会)

第7条 役員選出にかかる公正な事務を行うため、選挙管理委員会を設置する。

2 選挙管理委員会の委員定数は、3名とする。

3 選挙管理委員会は、会員理事・会員監事選出のための公示を、立候補受付期間開始日の2週間前までに行う。

4 選挙管理委員会は、20日以上30日を超えない範囲で、立候補受付期間を定めなければならない。

5 選挙管理委員会は、立候補の受付及び審査を行い、立候補者名簿をととのえなければならない。

(選挙管理委員)

第8条 選挙管理委員は、正会員の中から公募し事務局で抽選により選出され、会長が委嘱する。

2 前項の公募方法等の細目については、理事会において別に定める。

3 選挙管理委員は、会員理事候補者・会員監事候補者に立候補し、または立候補者を推薦することができない。

4 選挙管理委員長は、選挙管理委員の互選により選出する。

5 選挙管理委員の任期は、その就任時から役員改選にかかる総会の当日までとする。

6 第1項により選出された委員の名簿は、会長が会員に公表する。

(役員候補者名簿の公示)

第9条 選挙管理委員会は、第5条に規定する選挙を行う場合は、立候補者名簿を期日前投票の

10日前までに、会員に送付しなければならない。

(役員候補者名簿の提出)

第10条 選挙管理委員会は、役員候補者が選出され次第、速やかに役員候補者名簿を理事会に提出しなければならない。

(役員を選出)

第11条 理事会は選挙管理委員会から提出された、役員候補者名簿を総会に提示し、議決を求めなければならない。

2 理事・監事は、前項の役員候補者名簿に記載された者について、総会の議決により選出する。

3 前項の総会の議決は、役員候補者名簿を一括して採決するものとする。

(役員の名簿の公表)

第12条 理事会は、会報等により役員名簿を次の

とおりに公表するものとする。

- (1) 氏名
- (2) 性別
- (3) 勤務先名
- (4) 現住所地名（市区町村名のみ）
- (5) 役職名

2 会長は、前項各号の内容について役員に異動があったときは、速やかに最新の名簿情報を公表するものとする。

（欠員）

第13条 役員に欠員が生じた場合の措置は、理事会において別に定める。

（委任）

第14条 この規則に定めるものの他、細目に関する事項は、理事会において別に定める。

（改正）

第15条 この規則を改正するときは、総会の承認を得なければならない。

附 則

- 1 この規則は、本会が設立した日から施行する。
- 2 本会設立当初の役員選任については、原始定款の定めによる。
- 3 この規則は、2012年3月20日より施行する。
- 4 この規則は、2015年6月27日から施行する。

一般社団法人兵庫県社会福祉士会 役員選出に関する細則

細則第1号
2010年1月23日制定

（目的）

第1条 この細則は、一般社団法人兵庫県社会福祉士会（以下「本会」という。）役員候補者及び役員選出に関する規則（以下「規則」という。）に基づき、役員候補者選出に関する細則事項を定めることを目的とする。

（改選年）

第2条 役員改選は、西暦偶数年ごとに、その年の通常総会において行う。

2 理事会は、前項の改選実施について、その4ヶ月前から会員へ広報しなければならない。

（選挙管理委員の公募）

第3条 理事会は、規則第7条に規定する選挙管理委員会を設置するため、前条第1項に規定する改選年の1月末日までに、選挙管理委員の公募を開始しなければならない。

2 公募期間は、その都度理事会で定める。

（選挙管理委員の応募方法）

第4条 選挙管理委員に応募する者は、本会事務局

あてに、所定の応募用紙に必要事項を記入し、郵送またはFAX、Eメールにて提出しなければならない。

2 前項のうち、Eメールを利用する場合は、所定の応募用紙を添付しなければならない。

3 第1項の応募受付事務は、本会事務局が行う。

（選挙管理委員会の編成）

第5条 選挙管理委員会は、規則第8条第1項の規定により、応募者の中から抽選で3人を選出する。

2 抽選は、無作為な方法を用いて事務局が実施する。

3 事務局は、前項の抽選結果を速やかに応募者全員に通知する。

4 応募者が3人に満たないときは、その不足する人数を理事会の推薦により決定するものとする。

（選挙管理委員の名簿公表）

第6条 会長は、選挙管理委員の名簿が確定次第、遅くとも改選年の3月末日までに、会報等により会員に公表しなければならない。

（選挙の公示）

第7条 選挙管理委員会は、改選年の3月末日までに、規則第7条第3項の公示を行わなければならない。

（公示内容）

第8条 前条の公示内容は、次に掲げる事項を明示するものとする。

- (1) 理事候補者の区分並びに理事候補者・監事候補者の定数
- (2) 任期
- (3) 立候補受付開始日
- (4) 立候補受付締切日
- (5) 立候補手続き
- (6) 選出時期
- (7) 選出方法
- (8) その他必要事項

（会員理事候補者・会員監事候補者の立候補資格要件）

第9条 規則第6条第1項第1号に基づく正会員の資格要件は、次に掲げる事項をすべて満たす者とする。

- (1) 選挙管理委員会が第8条の公示を行った時点で、本会の正会員として在籍していること。
- (2) 海外に在住していないこと。
- (3) 本会の年会費が未納でないこと。

（推薦者の要件）

第10条 推薦者である正会員の資格要件は、次に掲げる事項をすべて満たす者とする。

- (1) 選挙管理委員会が第8条の公示を行った時点で、本会の正会員として在籍していること。
- (2) 本会の年会費が未納でないこと。

(会員地区ブロック推薦理事候補者の立候補者資格要件及び選出方法)

第11条 規則第3条第1項第2号に基づく会員地区ブロック推薦理事候補者の資格要件は、第9条に準じ、地区ブロックにて候補者を選出する。

(立候補受付期間)

第12条 選挙管理委員会は、規則第7条第4項の規定に基づき、20日以上30日を超えない

い範囲で会員理事候補者・会員監事候補者の立候補の受付期間を定め、改選年の4月末日までにこれを完了させなければならない。

(立候補届様式)

第13条 会員理事候補者・会員監事候補者に立候補する者は、所定の「様式1」に立候補理由を明記し届け出なければならない。

2 立候補者の自署及び捺印のないものは無効とする。

(推薦書様式)

第14条 第10条に規定する会員理事候補者・会員監事候補者を推薦する者は、所定の「様式2」に推薦理由を明記して届け出なければならない。

2 推薦者の自署及び捺印のないものは無効とする。

3 立候補者確認印のないものは無効とする。

(応募手続)

第15条 会員理事候補者・会員監事候補者の立候補者は、第13条の立候補届を提出するときは、3人の正会員から第14条の推薦書を受領し、とりまとめて選挙管理委員会あてに郵送し、提出するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、規則第6条第1項第3号の提出期限を過ぎたものは提出がなかったものとみなす。

(立候補者の名簿等情報の公表)

第16条 選挙管理委員会は、規則第9条の規定に基づき、会員理事候補者・会員監事候補者の立候補者の名簿等の情報を次のとおり会報等により会員に公表する。

(1) 理事候補者・監事候補者の立候補区分

(2) 氏名

(3) 性別

(4) 年齢

(5) 会員番号

(6) 勤務先名称及び職種内容

(7) 現住所地名(市区町村名のみ)

(8) 主な活動歴(社会福祉士会での活動歴及び勤務先での職務経歴)

(9) 立候補の理由・抱負

(10) 推薦者氏名・会員番号及び推薦理由

(投票及び投票方法)

第17条 規則第5条の規定に基づき、投票は、総会出席者による投票及び期日前投票とし、投票方法は次のとおりとする。

(1) 選挙は、あらかじめ指定された投票用紙に、立候補者の中から1名選択し、氏名を記入して投票する。

(2) 投票は単記無記名投票とする。

(3) 投票用紙に2名以上の氏名が記入された場合は、これを無効票とする。また、氏名の誤記入については、選挙管理委員会の判断に委ねる。

(4) 期日前投票は、郵便による投票とし、指定された期日までに到着したものを有効とする。

(役員候補者の決定)

第18条 役員候補者の決定は、次のとおりとする。

(1) 総会における投票数及び期日前投票の投票数の合計数が、第8条にて公示した定数に至るまでの上位者を役員候補者とする。なお、第8条にて公示した定数の順位となる者が複数のため第8条にて公示した定数を上回った場合は、同順位者を対象に、くじ引きにより決する。

(2) 候補者が定数を下回る場合は、立候補者を役員候補者とする。

(改廃)

第19条 この細則を改廃するときは、理事会の承認を得なければならない。

附 則

1 この規則は、2010年1月23日から施行する。

2 この規則は、2013年12月21日から施行する。

3 この規則は、2015年4月18日から施行する。